

議事日程第5号

令和7年12月9日(火)

第1 議案上程(議案第69号から第104号まで)

議案説明、質疑、常任委員会付託

第2 予算特別委員会設置、付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(15人)

1番 吉田清孝	2番 古仲清尚	3番 鈴木元章
4番 安田健次郎	5番 吉田洋平	6番 蓬田司
7番 船木正博	8番 佐藤誠	9番 畠山富勝
10番 進藤優子	12番 太田穰	13番 三浦利通
14番 小野肇	15番 田井博之	16番 小松穂積

欠席議員(1人)

11番 笹川圭光

議会事務局職員出席者

事務局長	原田徹
副事務局長	濱野美紀子
主席主査	三浦洋平
主席主査	中川祐司

地方自治法第121条による出席者

市長	菅原広二	副市長	佐藤博
教育長	鈴木雅彦	監査委員	鈴木誠
総務企画部長	杉本一也	市民福祉部長	畠山隆之

観光文化スポーツ部長	三浦大成	産業建設部長	鈴木健
企業局長	湊智志	企画政策課長	高桑淳
総務課長	平塚敦子	財政課長	沼田弘史
福祉課長	北嶋三世	生活環境課長	岩谷一徳
観光課長	村井千鶴子	男鹿まるごと売込課長	伊勢谷毅
農林水産課長	夏井大助	建設課長	三浦昇
病院事務局長	天野秀一	会計管理者	佐藤静代
教育総務課長	湊留美子	こども未来課長	清水琢
選管事務局長	(総務課長兼任)	農委事務局長	濱野勇幸
企業局管理課長	目黒一人	ガス上下水道課長	斉藤清彦

午前10時00分 開 議

○議長（小松穂積） おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

笹川圭光議員から欠席の届出があります。

○議長（小松穂積） 本日の議事は、議事日程第5号をもって進めます。

日程第1 議案第69号から第104号までを一括上程

○議長（小松穂積） 日程第1、議案第69号から第104号までを一括して議題といたします。

これより議案の説明を求めます。

初めに、杉本総務企画部長の説明を求めます。杉本総務企画部長

【総務企画部長 杉本一也 登壇】

○総務企画部長（杉本一也） それでは、議案第69号から第73号まで、第80号、第81号及び第94号について御説明申し上げます。

議案書2ページをお願いいたします。

議案第69号男鹿市一般職の職員の給与に関する条例及び男鹿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

提案理由は、秋田県人事委員会の給与等に関する報告及び勧告に準じて、職員の給料月額及び宿日直手当の額、並びに期末・勤勉手当の支給割合を改定するため、各条例の一部を改正するものであります。

次のページ、3ページをお願いいたします。

第1条及び第2条は、男鹿市一般職の職員の給与に関する条例の改正であります。

改正後と改正前の対照表となっており、下線が引かれた部分が改正箇所でありま

す。

まず、第14条は、宿日直手当の額を改正するもので、宿日直手当の上限を一般の宿日直勤務は4,400円から4,700円に、医師の宿日直勤務は2万1,000円から2万2,500円に、特殊な業務を行う宿日直勤務を6,100円から6,400円に、それぞれ引き上げるものであります。

次のページをお願いいたします。

第15条は期末手当、第16条は勤勉手当の規定であります。県内民間におけるボーナスの支給割合に合わせて、期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.025月引き上げるものであります。

これにより、期末・勤勉手当の年間支給割合は、一般職の職員については「4.6月分」から「4.65月分」に、再任用職員については「2.4月分」から「2.45月分」となるものであります。

次のページ、5ページから28ページまでは給料表であります。

月例給について、県内の民間給与と比較し、1万1,325円、率にして3.07パーセント下回っていることから、若年層に重点を置きつつ、全年齢層で給与水準を引き上げるものであります。

28ページをお願いいたします。

第7条の3は通勤手当の規定であります。通勤手当の上限額を、自動車等使用者の場合は、次のページになりますが、4万5,000円から6万6,400円に、自動車等と交通機関を併用する場合は5万5,000円から7万6,400円に、それぞれ引き上げるものであります。

次のページをお願いいたします。30ページになります。

第3条及び第4条は、男鹿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正であります。

任期付職員とは、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、専門的業務に従事する職員について、任期を定めて採用する職員であります。その給料を定めている第7条第1項の表を記載のとおり改定するほか、期末・勤勉手当の支給割合を、それぞれ0.025月引き上げるものであります。

33ページをお願いいたします。

附則であります。

施行期日は、一部の規定を除き公布の日であります。月例給及び宿日直手当の改正は本年4月1日に、期末・勤勉手当の改正は本年12月1日に遡及し、適用するものであります。

34ページをお願いいたします。

次に、議案第70号男鹿市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

提案理由は、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いいたします。

改正内容は、期末手当の年間支給割合を0.05月引き上げるもので、施行期日は一部の規定を除き公布の日であります。

37ページをお願いいたします。

次に、議案第71号男鹿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

提案理由は、市議会議員の期末手当の支給割合を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いいたします。

改正内容は、期末手当の年間支給割合を0.05月引き上げるもので、施行期日は一部の規定を除き公布の日であります。

40ページをお願いいたします。

次に、議案第72号男鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

提案理由は、一般職の職員の給与改定に準じて会計年度任用職員の給料月額を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページ、41ページから46ページまでは給料表であります。

一般職の給料表に準じて給料月額を改正するもので、施行期日は公布の日で、本年4月1日に遡及し、適用するものであります。

47ページをお願いいたします。

次に、議案第73号督促手数料の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。

提案理由は、市税における督促手数料を廃止することにより、納税の利便性向上と徴収事務の効率化を図るほか、税外収入金の督促手数料についても併せて廃止するため、関係条例の一部を改正するものであります。

次のページ、48ページから52ページまでは、改正後と改正前の対照表であります。

男鹿市市税条例など関係する9条例について、督促手数料に関する規定の削除や引用する条例の名称変更による条文の整理を行うもので、施行期日は令和8年4月1日であります。

79ページをお願いいたします。

議案第80号若美南部地区運動広場の指定管理者の指定についてであります。

若美南部地区運動広場の指定管理者として、小深見町内会を指定するもので、指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとするものであります。

次のページをお願いいたします。

議案第81号福川地区運動広場の指定管理者の指定についてであります。

福川地区運動広場の指定管理者として、福川町内会を指定するもので、指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとするものであります。

議案書93ページをお願いいたします。

次に、議案第94号財産の取得についてであります。

本議案は、能登半島地震の教訓を踏まえ、災害時のトイレ環境の整備を目的に、トイレカーを取得するものであります。

取得する財産は、災害用大型トイレカー、洋式トイレ4基、男性用小便器1基、昇降リフト付ユニバーサルトイレ1室で、1回の給水で約800回使用できる性能であります。

11月17日に一般競争入札を行い、取得先に記載の株式会社サンライトが落札しております。取得金額は2,624万6,000円であります。

説明は以上であります。御審議の上、御可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小松穂積） 次に、畠山市民福祉部長の説明を求めます。畠山市民福祉部長

【市民福祉部長 畠山隆之 登壇】

○市民福祉部長（畠山隆之） 私からは、市民福祉部に係る議案第82号から第84号までの指定管理者の指定3件について補足説明をさせていただきます。

恐れ入ります。議案書の81ページをお願いいたします。

初めに、議案第82号男鹿市北部デイサービスセンターの指定管理者の指定についてであります。

本議案は、男鹿市北部デイサービスセンターの指定管理期間が令和8年3月31日をもって終了することに伴い、指定管理期間を令和8年4月1日から令和13年3月31日の5年間とし、現在の指定管理者である社会福祉法人男鹿市社会福祉協議会を指定管理者として指定したいというものであります。

次のページをお願いいたします。

次に、議案第83号男鹿市北部在宅介護支援センターの指定管理者の指定についてであります。

本議案は男鹿市北部デイサービスセンター内に設置されている男鹿市北部在宅介護支援センターについて、北部デイサービスセンターと同様に、現在の指定管理者である社会福祉法人男鹿市社会福祉協議会を指定管理者として指定したいというものであります。

次のページをお願いいたします。

次に、議案第84号男鹿市斎場の指定管理者の指定についてであります。

本議案は、男鹿市斎場の指定管理期間が令和8年3月31日をもって終了することに伴い、指定管理者の公募を10月1日から10月30日の期間で行った結果、現在の指定管理者である公益社団法人男鹿市シルバー人材センター、一事業者から応募があり、11月11日の男鹿市公の施設に関する指定管理者選定委員会において候補者として選定したことから、令和8年4月1日から令和13年3月31日の5年間、指定管理者として指定したいというものであります。

以上で補足説明を終わりますが、御審議の上、御可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小松穂積） 次に、三浦観光文化スポーツ部長の説明を求めます。三浦観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 三浦大成 登壇】

○観光文化スポーツ部長（三浦大成） 私からは、議案第74号について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の53ページをお願いいたします。

男鹿市商工業振興促進条例の一部を改正する条例についてであります。

提案理由であります。本議案は、本市の喫緊の課題である若者や女性の地元定着に向けた多様な職種の企業誘致と洋上風力発電関連企業の集積に取り組み、産業力の強化と雇用の創出を図るため、奨励措置の適用要件を見直す必要があることから、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いいたします。

改正条文であります。新旧対照表の下線部が改正箇所となります。

第3条は、奨励措置の対象となる工場等について、適用期限を5年延長し、令和13年3月31日までに新設又は増設の工事に着手したものとします。

第8条は、固定資産税の課税免除の適用期間について、現行では操業開始日の属する年の翌年度から5年度としておりますところを、3年度とするものであります。

施行期日は令和8年4月1日とし、経過措置としまして、施行の日以後に工事等を新設又は増設する工事に着手したのものについて適用し、施行日前に立地協定を締結したのものについては、なお従前の例によるものとします。

私からの説明は以上でございますが、御審議の上、御可決賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（小松穂積） 次に、鈴木産業建設部長の説明を求めます。鈴木産業建設部長

【産業建設部長 鈴木健 登壇】

○産業建設部長（鈴木健） 私からは、産業建設部所管に係る議案第75号及び議案第76号、並びに議案第85号から議案第93号までの11件について補足説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の55ページをお願いいたします。

議案第75号男鹿市営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、男鹿市市営住宅マスタープランに基づき、老朽化した男鹿市営住宅126号から137号までの12戸を解体したことから、当該住宅の用途を廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いいたします。

改正前と改正後の対照表であります。別表中、市営住宅の一覧から太枠で囲われた船川地区の越名坂団地の住宅番号126号から137号までの12戸を削るもので

あります。

この条例の施行期日は、公布の日であります。

次のページをお願いいたします。

議案第76号男鹿市単独市営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、男鹿市単独市営住宅を入居者へ無償譲渡するため、本条例の一部を改正するものであります。

単独市営住宅は、子育て世帯の移住・定住の促進を目的とし、15年の入居期間経過後、建物を無償譲渡するという住宅で、このたび、内子団地の2棟が入居期間満了となるものであります。

次のページをお願いいたします。

第1条は、男鹿市単独市営住宅2号棟の用途を廃止するため、第2条の表から2号棟を削るものであります。

次のページをお願いいたします。

第2条は、単独市営住宅1号棟の用途を廃止するため、第1条と同様に第2条の表から1号棟を削るものであります。

この条例の施行期日は、入居期間満了日に合わせ、2号棟の廃止は令和8年3月26日から、1号棟の廃止は同年4月1日からとするものであります。

次に84ページをお願いいたします。

議案第85号からは産業建設部所管の施設の指定管理者の指定に係る議案で、地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

初めに、議案第85号男鹿市農村婦人の家の指定管理者の指定についてであります。

管理を行わせる施設は、男鹿市農村婦人の家、指定管理者となる団体は、脇本郷財産管理委員会であります。

指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までであります。

次のページをお願いいたします。

議案第86号男鹿市農林水産物直売所の指定管理者の指定についてであります。

管理を行わせる施設は、男鹿市農林水産物直売所、指定管理者となる団体は、男鹿市なまはげ直売所運営協議会であります。

指定の期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までであります。

次のページをお願いいたします。

議案第87号福米沢地区農村公園の指定管理者の指定についてであります。

管理を行わせる施設は、福米沢地区農村公園、指定管理者となる団体は、福米沢町内会であります。

指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までであります。

次のページをお願いいたします。

議案第88号野石地区農村公園の指定管理者の指定についてであります。

管理を行わせる施設は、野石地区農村公園、指定管理者となる団体は、野石町内会
であります。

指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までであります。

次のページをお願いいたします。

議案第89号福野地区農村公園の指定管理者の指定についてであります。

管理を行わせる施設は、福野地区農村公園、指定管理者となる団体は、福野町内会
であります。

指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までであります。

次のページをお願いいたします。

議案第90号申川地区農村公園の指定管理者の指定についてであります。

管理を行わせる施設は、申川地区農村公園、指定管理者となる団体は、申川町内会
であります。

指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までであります。

次のページをお願いいたします。

議案第91号八ツ面地区農村公園の指定管理者の指定についてであります。

管理を行わせる施設は、八ツ面地区農村公園、指定管理者となる団体は、八ツ面町
内会であります。

指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までであります。

次のページをお願いいたします。

議案第92号平岱山牧野の指定管理者の指定についてであります。

管理を行わせる施設は、平岱山牧野、指定管理者となる団体は、男鹿市北部草地利

用組合であります。

指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までであります。

次のページをお願いいたします。

議案第93号館沼牧野及び館沼第2牧野の指定管理者の指定についてであります。

管理を行わせる施設は、館沼牧野及び館沼第2牧野、指定管理者となる団体は、西水口郷中であります。

指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までであります。

私からの説明は以上であります。御審議の上、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松穂積） 次に、湊教育総務課長の説明を求めます。湊教育総務課長

【教育総務課長 湊留美子 登壇】

○教育総務課長（湊留美子） 私からは、議案第77号及び第78号の教育委員会に関する議案の補足説明をいたします。

議案書の60ページを御覧ください。

議案第77号男鹿市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定であります。

提案理由は、児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する基準を定めるため、本条例を制定するものであります。

生後6か月から満3歳未満で、保育所等に通っていない子どもを育てている御家庭が、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度となる乳児等通園支援事業、いわゆる「こども誰でも通園制度」を令和8年度から全国の自治体で実施することとなります。

通常の利用に加え、子育てに不安や悩みを抱えている御家庭、見守りや支援を必要とする御家庭などにも「子ども家庭センター」と連携しながら利用を促し、子育て家庭の孤立防止や保護者の育児負担の軽減、発達支援の早期発見や相談体制の充実を図るものです。

事業を実施するためには、設備や運営に関する基準について国が定める基準を基に条例で定めることが必要であることから、新たに制定するものであります。

次のページをお願いいたします。

条例の内容ですが、乳児等通園支援事業所の一般原則、事業所の設備の基準や職員配置基準等の規定を定めております。

本市では、船越こども園が実施園となります。

第1条の趣旨には、本基準を定める旨を記載しております。

62ページを御覧ください。

中段、第6条には、乳児等通園支援事業者の一般原則が記載されており、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して運営を行う旨をうたっております。

飛びまして、68ページをお開き願います。

下から2行目の第26条は、本市で実施する通常保育の中で対応する、余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備基準と職員配置基準等の規定を69ページにかけてうたっております。

次のページをお願いいたします。

施行期日は、令和8年4月1日からです。

続いて、71ページをお開きください。

議案第78号男鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例であります。

提案理由ですが、児童福祉法の一部改正に伴い、条項を引用する関係条例を整理するため、各条例の一部を改正するものであります。本理由により、3本の条例を改正します。

72ページを御覧ください。

第1条男鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正であります。

新旧対照表の中の下線部が改正箇所となります。

第13条の改正は、虐待等の禁止の引用法令の改正に伴う内容です。

児童養護施設や障害児施設、高齢者施設については、職員による虐待等の発見時の通報義務の仕組みが設けられております。このたび、保育所等における虐待等への対応についても同様の仕組みを設けるものであります。

今回の改正で追加され、男鹿市が関係する家庭的保育事業施設は、わかみベビー園

といづみ幼稚園となります。

第18条の利用乳幼児及び職員の健康診断の改正内容であります。現在、男鹿市の保育施設では、入園するに当たり、集団健診時に欠席した園児や年度の途中に入園した園児については、園の嘱託医まで行って健診をし、その結果をもって入園といった流れで進めておりますが、このたびの改正により、市町村で実施している乳幼児健康診査の結果により入園が可能となるものであります。これにより、保護者や施設の負担軽減につながります。

73ページを御覧ください。

第2条男鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正は、第25条の虐待等の禁止の内容に幼保連携型認定こども園・幼稚園について追加するものであります。

先ほど御説明しました児童福祉法の虐待に係る条例改正と同等の内容で、幼保連携型認定こども園の職員は、認定こども園法に基づき、幼稚園職員は学校教育法に基づき改正する内容を追加するものであります。

続いて、第3条男鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正です。

74ページを御覧ください。

同じく虐待等の禁止の内容で、虐待に係る児童福祉法の改正内容と同様の改正であります。

3本の条例は、公布の日から施行するものです。

説明は以上ですが、御審議の上、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松穂積） 次に、平塚選挙管理委員会事務局長の説明を求めます。平塚選挙管理委員会事務局長

【選管事務局長 平塚敦子 登壇】

○選管事務局長（平塚敦子） それでは私から、選挙管理委員会所管に係る議案第79号について御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の75ページをお願いいたします。

議案第79号男鹿市議会議員及び男鹿市長の選挙における選挙運動の公営に関する

条例の一部を改正する条例についてであります。

提案理由であります。本議案は、公職選挙法施行令の改正に伴い、選挙運動費用に関する公費負担の限度額を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。

公職選挙法施行令に規定する公営の単価につきましては、3年に1度の参議院議員通常選挙の年に見直しを行っており、今回は、最近における物価の変動等に鑑み、限度額引上げの改正が行われたものであります。

これを踏まえまして、本市の市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例についても、同様の改正を行うというものでございます。

次のページをお願いいたします。

改正内容であります。第6条及び第8条中の選挙運動用ビラの作成については、1枚当たり「7円73銭」から65銭引き上げて「8円38銭」に改めるものであります。

第9条及び次のページの第11条中、選挙運動用ポスター作成に係る限度額を算定する金額については、「541円31銭」から45円57銭引き上げて「586円88銭」に改めるものであります。

次のページをお願いいたします。

施行期日は公布の日とするものですが、改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に告示される選挙から適用するものであります。

私からの説明は以上であります。御審議の上、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松穂積） これより議案に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。13番三浦利通議員の発言を許します。13番三浦議員

○13番（三浦利通議員） 質問の通告はしてなかったんですけども、今説明を受けた中で、よく分からない部分、それから若干疑問を持った部分についてお尋ねいたします。

議案第80号、81号、特に若美地区の運動広場の指定管理、それから農村公園、議案第87号から91号にありますけれども、これ現状、運動広場、あそこ小深見町内、小深見というのは町内大きいわけですけども、それから福川、かつて若美町時

代に事業で圃場整備等やった中で出てきた土地を地域の運動広場にすると、そういう経緯があったはずですがけれども、最近の使用頻度、それから管理の状況ってどうなっているものなのか。私から見れば、ほとんど使われておらない運動広場になってしまっている、残念ながら。ですから、これを町内会に指定管理をした場合、これからの維持管理はどういうふうになるのか。草刈り等については、今までも地域の人方が恐らく協力してやっているかと思えますけれども、若干遊具等もあったり、特に農村公園の場合はそうですけれども、農村公園も同じようなことが、比較的小さい町内でも、福野とか申川にもあると。今回そういう町内の農村公園も指定管理をすると。維持管理というのは、そういう小さい町内会で、果たしてできるものなのか、私から言わせれば、ほとんど手をかけられないのではないかなと。その場合は、そういう維持管理の状況等が不適切、具合悪いというような状況になったら、どなたが、どちら側が責任を持つのか。ある程度金がかかっていくとすれば、そういう経費というのは指定管理において市のほうから予算等は処置されるのかどうか。

併せて、この機会に、もしくは早い時期に、先ほど言ったような、ほとんど使われていない施設になっているとすれば、別の方法で、例えば小深見あたりの広場というのは、恐らく1町歩ちょっとぐらいあると思います。もしかすれば、ああいう土地を生かして若い世代が、もし住宅なんかを持つとすれば、まあ整備のための金がかかろうかと思えますけれども、土地をただで出しても有効活用的な面では、いいのではないかなという気がしますけれども、そういうふうな将来的な利用状況、活用方法等、検討した経緯があるのかどうか、その辺についてお尋ねします。

それから、議案第94号、財産の取得ですが、大型トイレカー、国でも災害時におけるトイレの必要性というのは、すごく重要視して、こういうふうな事業を下ろしてきていると思いますけれども、2,624万円の財産の取得。いざ災害が起こった場合に、なぜ大型トイレカーでなければいけないのか。メインの道路が遮断されたり、通行不可能になった場合、大型トイレカーというのは、ほとんど融通が利かないのではないかと。むしろ中型とか2トン車のトイレカーあたりでトイレが二つ三つぐらいとあって、そういうふうな規模というか形態のトイレカーのほうが、かえって融通が利くのではないかなということが想定されますけれども、その辺については、事業の性格上、国・県等の絡みの中でそういう融通が利かないということなのかどうか。

それと併せて、災害の場合のトイレカーですから、ふだんはこれ使わない、使えないというようなことの性格が強いですよね。そうでなくて、1項目、市長が認めればその限りにあらず、よくそういう項目が入って融通性を持たせるようなあれがありますけども、そういう形で使えないものか、ふだん。例えば、まあ誰でもかれでもいつでも使うというのは、これは問題あるかと思う。例えば、市においてもいろんなイベント等があった場合、トイレの必要性、例えばうちのほうでもメロンマラソンなんかやれば、相当な数のトイレをリースで借りていると。大枚なお金がかかるわけですから、そういった場合に、こういうふうなトイレカーが使用できればすごく便利なのではないかなって、余計な金もかからないし。で、もう一つは、メリットとして、災害というのはいつ起きるか分からないけれども、夕べも青森沖で地震が起きましたけれども、ふだん災害等が発生しない場合、大型トイレカーというのは、まあ言葉悪いけれども無用の産物になって、ややもすれば維持管理等も、手をかけておらない状況が強まるのではないかと。そうした場合、いざ使おうとした場合でも、やってばここが不具合あるとか、ここが駄目だとかというようなことになりかねない、そういった面でも、ふだんある程度条件、マニュアルをつくった中で、それに照らし合わせて、年に何回か、こういうイベントとかこういう場合は使ってもらうとなれば、むしろ維持管理上も良好な形で継続化していけるのではないかなというような感じがするんだけれども、その辺の検討というのは内部でしたものかどうか、お聞かせください。

○議長（小松穂積） 杉本総務企画部長、後段のほうを先にやっていただきたいと思います。前段のほうは両方関係あるので、協議して後からやってもらわなければいけないので。まずはトイレカーのほうを先にお願います。杉本総務企画部長

【総務企画部長 杉本一也 登壇】

○総務企画部長（杉本一也） お答えいたします。

まず、トイレカーについてでありますけども、大型トイレカーというふうな形で今回、議案書のほう提出させてもらっています。我々想定した中では、議員からは今2トン車というふうなお話もございましたけども、もう少し小さいものと、今回、大型といたしましても車の大きさでいけば3トン車になります。そういった意味では、比較的小回りも利くのかなというふうに思っております。

平時の利用につきましては、我々も2,600万円する高額な車両を購入させてい

ただきますので、災害のないときには何も使わないのかというふうなお話でありますけれども、先ほど言われましたイベント等で活用して、平時には防災意識の高揚というようなものを図ってまいりたいと思っております。積極的に様々なイベントで使わせていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。ぜひ来年のメロンマラソンのときにも駆けつけますので、よろしく申し上げます。

○議長（小松穂積） 鈴木産業建設部長

【産業建設部長 鈴木健 登壇】

○産業建設部長（鈴木健） 私からは、指定管理の公園等についてお答えいたします。

こちら、農林水産課所管の農村公園、また、若美支所所管の運動広場などもございますけれども、おおむね同様の趣旨の施設だと思っておりますので、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、現状についてでございます。

利用頻度ですけれども、こちら確かに年間数十人程度、五、六十人から100人いくかどうかという、そういった利用者数でございますして、決して使用頻度的には多くないのが現状だというふうに認識しております。

この管理ですけれども、毎年、指定管理についてはモニタリングを行いまして指定管理者からの報告をいただき、市のほうでもどういった管理の状況になっているかを確認し、また、これを公表することとしてございまして、おおむね管理については適正に行われているものというふうに考えております。

これは各指定管理者となっておられます町内会からは、指定管理料無償で管理していただいておりますして、おおむね草刈りであるとかそういった日常的な管理を行っていただいております。

例えば遊具などの修繕、あるいは現状本当に壊れたもの、修理が難しいものは撤去するという形で行っておりますけれども、そちらの費用がかかるような管理については市のほうで対応してございます。

この公園等に関する将来的な利活用についての御提案もございました。これについては、現状、廃止を見据えたような利活用というのは検討したことはございません。また、こちらについては、冒頭お答えしましたとおり、非常に利用者数が少ないという状況もございます。また、こちら用途廃止について何らかの制限があるかどうか、

こうしたこともこの後、もし利活用するに当たっては検討課題だというふうに思っております。そうしたところを含めまして、この後、在り方、あるいはこれが必要なかどうか、地元のほうからは、この公園等については指定管理者となっていていただいております、必要なものと私どものほうでは認識してございますけれども、またこの後、地元とも意見交換しながら今後どういった管理、あるいは在り方がいいのか研究してまいりたいと存じます。

○議長（小松穂積） 杉本総務企画部長

【総務企画部長 杉本一也 登壇】

○総務企画部長（杉本一也） 先ほど答弁申し上げましたけれども、今回トイレカー購入に当たって、国の補助金も活用させていただいておりますけれども、その中では平時利用も積極的に行うようにというふうな条件もついておりますので、様々なイベントで活用してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（小松穂積） 再質疑ありませんか。13番三浦議員

○13番（三浦利通議員） まず、トイレカーについては、比較的柔らかい、融通性のある財産取得でよかったなと思っております。あまり今までなかったような、役所でないような形の財産取得ということで、フルに使っていいのかどうか分かりませんが、何とか活用してもらって、市民サイドからも喜ばれるような形でやっていただければと思います。

運動広場と農村公園の関係ですけれども、部長、地元では、町内会等の関係者にとっては、特別問題ないような受け止め方されているというようなことで、うそだすべ。町内会とか地元の人方、本当いい迷惑だっというような受け止め方で、ましてよ、地域においてはみんな、いざこういう奉仕活動するにしても人材が少ないというのは、あなた方一番分かっているような状況が強くなっているんだものな。だからそういう実態に合わせたような、やっぱり取組を、改善をしていかなければ、従来どおりのこういう持って行き方というのは、俺はちょっと問題あると思うな。やっぱりこの機会に、内部できちっとそういう現状の状況を検証しながら、この後の将来的なや、こういうふうな有効な活用などもやっぱり検討を加えていくという、普通はそうではないですか。今までどおりでは、世の中に遅れていくと思うんだけどもな。まずこの後、機会をつくりながら、どうすればいいのかというようなことでやっていただきたいと思

います。

関連して話をしますと、町内会館等については指定管理を受けた上で、その後、譲渡というような、移行するような形態がすごく最近多いわけですがけれども、これとて、杉本部長、時たま私やり取りしておりますけれども、施設、会館等が老朽化すれば大枚な維持管理費に、改修するにしても何しても金がかかっていくというようなことが最近問題化している状況です。同じようなことがこういうふうな施設に対しても発生してくる可能性大でないかなというようなそういう懸念もありますので、そういったことなど、やっぱり地元の人方と将来的な活用方法もじっくり話をしながら、先ほど言ったような、場所によっては、例えば小深見みたいな市にとっても有効に使える可能性のある土地だということも、やっぱり関係部署で検討なども加えていく必要があるのではないかなというようなことを、若干提言的な意見を申し上げて終わりたいと思います。

○議長（小松穂積） 佐藤副市長

【副市長 佐藤博 登壇】

○副市長（佐藤博） 農村公園等の今後の利活用について、今、御指摘と御提言をいただきました。

この議案、5年に一遍ですので、私も12月議会が始まる前に、この案出てきたときに、随分あるものだなと。考えてみれば、昔のね、それこそ議員もお分かりのとおり、農業構造改善事業とか山村振興事業とかで必ずといっていいほどいろんな施設なり、それから圃場整備が進められると、必ずそこに広場を造って、地域の人方のそういった憩いの場にするというのがどこでもありましたし、若美地区でも相当の数が積極的に造られたんだと思っています。

ただ、この運動公園もそうですし、それから様々な各地区にある町内関連の施設もそうですけれども、やはり当時、高度成長時代のときの施設なり何なりということが今この時代になって、じゃあこの後どうしていくのかと、維持管理も含めて、利活用も含めてどうすべきかというところ、ちょうど今、曲がり角に来ていると思ってございます。もちろん地元の方々としっかりとその維持管理についてお話をしながら、今後の利用についてもいろんな意見を聞きながら、多分状況がもしかすれば場所によっては違うかもしれませんので、そこは丁寧にいま一度これを機会にですね、こ

の5年間は5年間として、じゃあその先どうするのかということはどうですか、市としての活用等も含めて、また、有償・無償の譲渡等も含めてですね、ほかの利活用も含めて、いま一度市内でですね、いい機会でございますので洗い直して検討してまいりたいというふうに思っております。

○13番（三浦利通議員） ありがとうございます。終わります。

○議長（小松穂積） 13番三浦利通議員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。8番佐藤誠議員の発言を許します。8番佐藤議員

○8番（佐藤誠議員） 私からは、督促手数料をなくするというような案件が何件か上がっておりますが、この経緯といたしますか、想像するに100円もらったからといって間に合わないだろうというようなところじゃないかと思うんですけども、なぜそういうふうになったのか、まずそれを聞きたいと思っております。

○議長（小松穂積） 杉本総務企画部長

【総務企画部長 杉本一也 登壇】

○総務企画部長（杉本一也） お答えいたします。

まず督促手数料の背景でありますけれども、令和5年から日本全体で納付書の統一化が行われております。QRコードをスマホ等で読み込んだり、コンビニでの納付が可能となりました。こうしたDXによる変化に対応するため、収納事務全体の最適化というようなことで、今回督促手数料の廃止をしたいと。要は、一旦送られた納付書につきましては、督促が送付されるまでの期間、そこまでしか納めることができないといえますか、利用ができませんので、要は100円加算された納付書に変更しなければならないというようなことがありますので、一旦送られた納付書の納付期限を長く使ってもらおうというようなことが一番の大きな目的であります。そうした中で、事務の効率化も図られますので、確かに督促手数料として年間入ってくる収入は一定金額ありますけれども、それに見合うよりも、事務も含めて総合的な判断をした場合には、こっちのほうが有利だろうというふうな判断をしたところであります。

一番の大きなところは、納税者に送られた納付書の使用期限の延長が図られると。それから、重複納付の解消にもつながると、こういったところが一番の大きな目的でありますので、よろしく願いいたします。

○議長（小松穂積） 再質疑ありませんか。8番佐藤議員

○8番（佐藤誠議員） そうすると、実質的にそういう効率的なものを考えているというふうに簡単に受け止めましたけども、そうであるならばですね、督促なんだから、やっぱり実質にかかる手数料というものは、幾らぐらい請求すればいいのか、やっぱり実質の手数料というのは出てくると思うんですよ。間に合う手数料というか。それは本来、やっぱり請求できるものじゃないかなと思うし、それを全くなくすよりは、手数料を少し上げてでもですね、やるべきじゃないかなと思うんですけど、その辺の検討はなされなかったんでしょうか。

○議長（小松穂積） 杉本総務企画部長

【総務企画部長 杉本一也 登壇】

○総務企画部長（杉本一也） お答えいたします。

もちろんその辺の検討も行っております。もともと督促手数料というのは、かかった事務費の負担をしてもらうというのが大前提の制度であります。ただ、これは条例で規定しておりますので、督促手数料にだけ負担は設けていますけれども、その後の催告状の発送、あるいは訪問しての徴収に対する負担は設けておりません。そういったところから、時代が変わってきたというようなところもあろうかと思えますけれども、これは全国的な流れの中で、こういった督促手数料を負担してもらうよりも、先ほど説明しましたQRコード等を利用した納付の形態も変わってきておりますので、それに対応した、事務を構造的に変更するというふうな考えで今回督促手数料の廃止をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小松穂積） さらに質疑ありますか。8番佐藤議員

○8番（佐藤誠議員） 大体分かりました。でもそうすると、一つだけ最後、これは細かいことなんですけども、今まで督促手数料というものを請求して、まだ回収できていないものとかってというのは、やっぱり幾らかあるんですかね、実際は。それは今後どうするつもりなんですか。

○議長（小松穂積） 杉本総務企画部長

【総務企画部長 杉本一也 登壇】

○総務企画部長（杉本一也） この条例の適用が来年、令和8年4月1日からとなっておりますので、それまでに出した督促の手数料については、これまで同様徴収すると

いうふうに考えております。

○議長（小松穂積） 8番佐藤誠議員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

次に、議案第69号から第94号までについては、御配付いたしております議案付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第2 予算特別委員会設置、付託

○議長（小松穂積） 日程第2、予算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。予算に関する件を審査、調査することを特定事件とし、委員会条例第6条の規定に基づき、議員16人で構成する予算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、予算に関する件を審査、調査することを特定事件とし、委員会条例第6条の規定に基づき、議員16人で構成する予算特別委員会を設置することに決しました。

さらにお諮りいたします。議案第95号から第104号までについては、予算特別委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、議案第95号から第104号までについては、予算特別委員会へ付託することに決しました。

休会の件

○議長（小松穂積） 以上で本日の議事は終了いたしました。

お諮りいたします。明日10日から17日までは議事の都合により休会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、明日10日から17日までは議

事の都合により休会とし、12月18日に本会議を再開することといたします。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時02分 散 会

議案付託一覧表

総務委員会

- 議案第69号 男鹿市一般職の職員の給与に関する条例及び男鹿市一般職の任期付職員
の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第70号 男鹿市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第71号 男鹿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例について
- 議案第72号 男鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例について
- 議案第73号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 議案第79号 男鹿市議会議員及び男鹿市長の選挙における選挙運動の公営に関する
条例の一部を改正する条例について
- 議案第80号 若美南部地区運動広場の指定管理者の指定について
- 議案第81号 福川地区運動広場の指定管理者の指定について
- 議案第94号 財産の取得について

教育厚生委員会

- 議案第77号 男鹿市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の制定について
- 議案第78号 男鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
等の一部を改正する条例について
- 議案第82号 男鹿市北部デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 議案第83号 男鹿市北部在宅介護支援センターの指定管理者の指定について
- 議案第84号 男鹿市斎場の指定管理者の指定について

産業建設委員会

- 議案第 74号 男鹿市商工業振興促進条例の一部を改正する条例について
- 議案第 75号 男鹿市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第 76号 男鹿市単独市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第 85号 男鹿市農村婦人の家の指定管理者の指定について
- 議案第 86号 男鹿市農林水産物直売所の指定管理者の指定について
- 議案第 87号 福米沢地区農村公園の指定管理者の指定について
- 議案第 88号 野石地区農村公園の指定管理者の指定について
- 議案第 89号 福野地区農村公園の指定管理者の指定について
- 議案第 90号 申川地区農村公園の指定管理者の指定について
- 議案第 91号 八ツ面地区農村公園の指定管理者の指定について
- 議案第 92号 平岱山牧野の指定管理者の指定について
- 議案第 93号 館沼牧野及び館沼第2牧野の指定管理者の指定について

予算特別委員会

- 議案第 95号 令和7年度男鹿市一般会計補正予算（第4号）の専決処分について
- 議案第 96号 令和7年度男鹿市一般会計補正予算（第5号）について
- 議案第 97号 令和7年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第 98号 令和7年度男鹿市診療所特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第 99号 令和7年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第100号 令和7年度男鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第101号 令和7年度男鹿みなと市民病院事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第102号 令和7年度男鹿市上水道事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第103号 令和7年度男鹿市ガス事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第104号 令和7年度男鹿市下水道事業会計補正予算（第1号）について

